



避難行動要支援者支援制度のお知らせ



避難行動要支援者支援制度とは

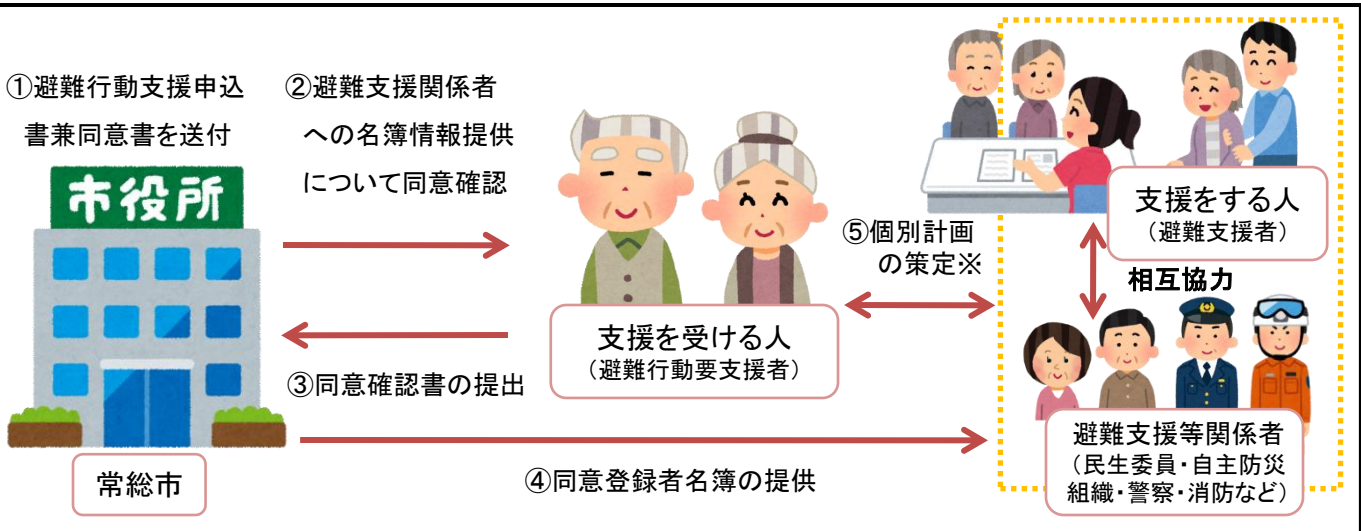
自分ひとりで避難したり、情報を得たりすることが難しく、災害が起きたときに手助けが必要な方々（避難行動要支援者）を、地域住民などで避難の支援をするしくみです。災害時に、多くの命を救うためには、支援が必要な方の情報を、あらかじめ把握しておくことが重要です。市では、避難行動要支援者の名簿を作成し、本人の同意を得て、災害時に避難支援等に関わる避難支援等関係者に、平常時から提供できるよう、今後、避難行動要支援者に同意確認を行っていきます。

避難行動要支援者の対象者

- ① 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 ※(内部障害のみでの該当は除きます)
- ② 療育福祉手帳OAまたはA判定をお持ちの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 要介護認定2以上の方 ⑤ 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯の方
- ⑥ その他、市長が特に支援が必要と認める方

制度のながれ

避難行動要支援者の対象者へ、制度のお知らせと避難行動支援申込書兼同意書をお送りしますので、申込書兼同意書を市役所の担当窓口または郵送で、同意確認書類を提出してください。



※申込書兼同意書で同意された方を対象に個別計画を策定します。

支援は、避難支援者の任意の協力によるものです。災害時は誰もが被災者となりえますので、要支援者の支援が困難になる場合もあるため、同意されても、避難支援等が必ず保証されるものではありません。

◆問い合わせ＝防災危機管理課(内線2210)、社会福祉課(内線4131)、幸せ長寿課(内線4210)